

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、三井金属株式会社（以下「当社」という。）が意思決定の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした迅速・果断な意思決定を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 コーポレートガバナンスとは、株主、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであると認識し、当社の経営理念である「創造と前進を旨とし、価値ある商品によって社会に貢献し、社業の持続的発展成長を期す」の下、パーパス「探索精神と多様な技術の融合で、地球を笑顔にする。」を基軸として、全社ビジョン「マテリアルの知恵で“未来”に貢献する、事業創発カンパニー。」を達成するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じていくことであり、経営上の最も重要な課題のひとつである。

第2章 株主との関係

(株主の権利行使)

第3条 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使できる環境の整備に努める。

(株主総会における議決権の尊重)

第4条 株主総会における株主の議決権行使が次のとおり適切に行われるよう努める。

- (1) 株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報を的確に提供する。
 - (2) 株主総会招集通知については、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう早期発送および開示に努める。
 - (3) 株主との対話の充実やそのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
 - (4) 株主が適切に議決権を行使することができるよう議決権行使の環境整備（議決権の電子行使、招集通知の英訳等）を行う。
2. 株主総会において可決には至ったものの10%以上の反対票が投じられた会社提案議案があった場合は、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主の権利の保護)

第5条 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに株主に対し、当該行為の内容を適切に開示する。

2. 当社の株式が公開買付けに付された場合には、株主に対し取締役会としての考え方を開示する。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げない。

(株主の平等性の確保)

第6条 いずれの株主も株式の持ち分に応じて平等に扱う。

(株主の利益に反する取引の防止)

第7条 株主の利益を保護するため、取締役等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。

2. 取締役および主要株主等との取引について、会社法、関連法令および社内規則に基づいた手続きにより事前に取締役会の承認を得なければならない。

(株主との対話)

第8条 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行う。

2. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取り組みに関する方針は次のとおりとする。
 - (1) 株主との対話全般につき、コーポレートコミュニケーション部担当取締役が統括し、株主との対話に当たっては、コーポレートコミュニケーション部が中心となって、本社各部門および各事業本部企画・管理部門と適切に情報交換を行い有機的に連携する。
 - (2) 株主との対話は、合理的な範囲で取締役等が対応する。
 - (3) 株主との対話の手段を充実させるため、定期的に投資家説明会等を開催する。
 - (4) 対話において把握された株主の意見等については、必要に応じて取締役会等の会議体に報告する。
 - (5) 株主との対話に当たっては、社内規則によりインサイダー情報を適切に管理する。
3. 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。

(資本政策の基本的な方針)

第9条 資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与えることを踏まえて、資本政策の基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内のみならずグローバルに拡大する事業の基盤として必要な株主資本の水準を保持する。
- (2) 配当政策については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針としている。
具体的には、累進配当方針を採用し、DOE（連結株主資本配当率）3.5%を目途に配当を行うことを目標とする。

(政策保有株式)

第10条 当社は、取引先との中長期的な取引関係の維持等を目的として保有する上場株式（以下「政策保有株式」という。）については、その保有の適否を検証し、保有に合理的な理由が無いと判断されるものについては売却等を行う。

2. 前項の上場株式にかかる議決権の行使については、以下に掲げる具体的な事項を踏まえ、かつ、当該上場会社の経営戦略等を勘案した上で、効率的かつ健全な経営に役立ち、中長期的な企業価値の向上や株主・投資家の利益に資するかとの観点で総合的に判断する。

- (1) 剰余金処分
 - (2) 定款変更
 - (3) 取締役選任
 - (4) 役員報酬および退職慰労金贈呈 等
3. 第1項に定める保有の適否については、取締役会において、毎年、個別の株式について、保有目的、保有に伴う便益・リスク、資本コストとの関係性などを総合的に検証する。
4. 当社の株式を保有する政策保有株主から当社株式について売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより、当該売却等を妨げない。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

(株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)

- 第11条 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、お客様、役職員および地域社会を始めとする様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努める。
- 2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理等に関する当社の考え方についての行動規範を定め、役職員に周知・浸透を図る。
 - 3. 社会および気候変動をはじめとする環境問題等の持続可能性をめぐる課題について、積極的かつ能動的に取り組む。
 - 4. 女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土の醸成に努める。
 - 5. 当社および役職員による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として、社内および社外からの通報に対応する制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6. 当社は、中長期にわたり、安定的な運用成果を通じて健全な年金制度運用に寄与するため、担当部門を定め適切な人材を配置する。また、当該部門が企業年金の運用機関のモニタリングを行うとともに、運用機関から意見を聴取したうえで、分散投資を前提に政策的資産構成割合の策定を行う。

第4章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会等の体制)

- 第12条 当社は監査等委員会設置会社とする。
- 2. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。
 - 3. 取締役のうち3分の1以上は社外取締役として選任する。
 - 4. 監査等委員である取締役には財務および会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選定する。
 - 5. 取締役会の機能を補完するため社外取締役、社長、人事部担当取締役または常務執行役員等からなる指名検討委員会、報酬委員会を設ける。
 - 6. 指名検討委員会、報酬委員会の各委員長は、社外取締役からそれぞれ選任する。
 - 7. 指名検討委員会は、取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たり、経営理念、パーパス、全社ビジョンや具体的な経営戦略を踏まえ、備えるべきスキル等を特定した上で、ジェンダーや国際性、職歴を含む多様性を加味し、能力、識見、人格を総合的に勘案し、取締役会全体としての責務を十分に果たせる者を候補者として検討する。

8. 報酬委員会は、取締役会から一任を受け、取締役の報酬額決定基準の制定・改廃および報酬額決定基準に基づく各取締役の報酬の決定を行う。

(取締役会の任務)

- 第13条 取締役会は、法令および社内規則（取締役会規則「経営に対する担当区分」等）により会社のガバナンスおよび重要な業務執行の方針を決定するとともに、業務執行取締役および執行役員（以下「業務執行役員」という。）の職務の執行を監督する。
2. 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、前項の会社の重要な業務執行以外の業務執行の意思決定を業務執行役員に委任する。
 3. 取締役会は、経営理念の下、パーパスを基軸とした全社ビジョンの達成、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益の増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して公正に判断し、行動する責務を負う。
 4. 取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行う。中期経営計画への取り組みおよびその達成状況については、十分に分析し、株主に対して説明するとともにその分析を次期以降の計画に反映させる。
 5. 取締役会は、経営理念、パーパス、全社ビジョンや具体的な経営戦略を踏まえ、社長等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくように監督を行う。
 6. 取締役会は、業務執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
 7. 取締役会は、業務執行役員の報酬について、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全なインセンティブ付けを行う。
 8. 取締役会は、独立した客観的な立場から、業務執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割および責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を業務執行役員の人事に適切に反映する。
 9. 取締役会は、業務執行役員の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行する。
 10. 取締役会は、法令により業務の適正を確保するための体制の整備について決議し、コンプライアンスや財務報告にかかる内部統制等のリスク管理体制を含めた内部統制システムを構築するとともにその運用状況について監督する。
 11. 取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風を醸成するための体制を整備する。
 12. 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

(取締役)

- 第14条 取締役は、取締役会の構成員として、業務執行役員による業務執行を監督する。
2. 取締役は、職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。
 3. 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社および株主共同の利益のために行動する。

(監査等委員会の任務)

- 第15条 監査等委員会は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めると

ともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、コンプライアンスやリスク管理体制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務の執行状況を監査する。

2. 監査等委員会は、会計監査人の評価基準、会計監査人の解任・不再任・再任の決定方針および会計監査人の候補者選定基準を定め、当該基準に基づき会計監査人を評価するとともに、会計監査人に求められる独立性および専門性を有しているかを確認の上で、その解任・不再任・再任・新任を決定する。
3. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く）の選任等および報酬等について、株主総会において陳述すべき事項を含む監査等委員会としての意見を決定する。

（監査等委員である取締役）

第16条 監査等委員である取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社および株主共同の利益のために行動する。

2. 常勤の監査等委員である取締役は、業務執行役員に委任された業務執行の意思決定にかかる重要会議に出席し、業務執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、その内容については、他の監査等委員である取締役にも共有する。

（社外役員）

第17条 社外取締役は、当社から人的および経済的に独立した立場でなければならない。

2. 取締役会は、会社法に定める社外役員の要件、金融商品取引所が定める独立性基準、当社が定める社外役員の独立性基準等に従い、社外取締役候補者を指名する。
3. 当社は、社外取締役が次の役割・責務を果たすことが期待されていることに留意して社外取締役がその職務を遂行できるよう環境を整備する。
 - （1）社外取締役は、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行う。
 - （2）取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行う。
 - （3）会社と業務執行役員、支配株主等との間の利益相反を監督する。
 - （4）業務執行役員および支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

（会計監査人）

第18条 当社は、会計監査人の独立性を確保するよう努める。

2. 監査等委員会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。
 - （1）会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - （2）会計監査人が当社の会計監査を行うに足る独立性と専門性を有しているか否かの確認
 - （3）監査上の主要な検討事項についての会計監査人との協議
3. 取締役会および監査等委員会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。
 - （1）高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - （2）必要に応じた会計監査人が業務執行取締役等から情報を得るための機会の設定
 - （3）会計監査人と監査等委員会、内部監査部門の十分な連携のための体制の整備
 - （4）会計監査人が不正等を発見し、当社に対し適切な対応を求めた場合および不備または問題点を指摘した場合に対応する体制の整備

(取締役の支援体制、トレーニング方針)

第19条 取締役がその役割や責務を実効的に果たすために必要かつ十分な社内体制を整備する。

2. 取締役に対し、就任時および就任以降も継続的に経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等は株主総会で決議された範囲内において、取締役会から一任を受けた報酬委員会において報酬額決定基準に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ決定する。

2. 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、監査等委員会において決定する。
3. 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）の報酬等は、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役としてふさわしいものとする。

第5章 情報開示

(情報開示と透明性)

第21条 法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性および公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から次の事項について開示する。

- (1) 経営理念、パーパス、全社ビジョンおよび経営計画
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
- (3) 取締役報酬を決定するにあたっての方針と手続き
- (4) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
- (5) 取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き
- (6) 取締役候補者の指名を行う際の個々の指名の理由
- (7) 業務執行役員に対する委任の範囲の概要
- (8) 社外取締役となる者の独立性を担保する独立性判断基準
- (9) 取締役の兼任状況
- (10) 取締役会全体の実効性について分析・評価の結果の概要
- (11) 取締役のトレーニング方針
- (12) 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針
- (13) 政策保有に関する方針および政策保有株式に関する議決権行使について適正な対応を確保するための基準
- (14) 関連当事者間の取引についての適切な手続きの枠組み

2015年10月19日制定

2016年1月22日改正

2016年7月1日改正

2017年10月30日改正

2018年11月20日改正

2019年6月27日改正

2020年4月1日改正

2020年11月1日改正

2022年5月11日改正

2022年6月29日改正

2024年6月27日改正

2025年4月1日改正

2025年5月13日改正

2025年10月1日改正